

# 報 道 資 料

発表日：平成21年9月8日  
所 属：土木部 公共工事契約課  
直 通：0742-27-7425

## 奈良市発注工事における談合に伴う指名停止措置について

奈良県市民オンブズマンが、奈良市長に対して、奈良市発注工事で談合が行われ奈良市が損害を被ったとして、入札参加者に損害賠償を請求するよう求めた住民訴訟において、平成21年8月28日に最高裁の上告を受理しない決定がありました。

本県は、「談合行為があったと強く推認することができ、奈良市に対して損害を与えていたことは明らかである」として、落札者に対して損害賠償請求せよとする判決が確定したことを受け、指名停止措置要領別表第2-4-(1)により、下記のとおり指名停止措置を行うこととしました。

指名停止期間	平成21年9月8日～平成23年9月7日(24ヶ月)
指名停止業者	190者(訴訟対象となった工事に入札参加し、現在、入札参加資格を有する者)
指名停止理由	「談合行為があったと強く推認することができる」という確定判決によって、談合の事実は確認できる。

### 【参考】

#### ○指名停止措置要領 別表第2-4

入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関して、刑法第96条の3(競売入札妨害罪又は談合罪)の被疑事実により、逮捕、書類送検、起訴され、又は県が当該事実を確認し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき

(1) 県内の建設工事等	24月
(2) 近畿府県の区域内の建設工事等((1)を除く)	9月
(3) 近畿府県の区域外の建設工事等	6月